平成23年4月12日 (火曜日)

北海道教育委員会 公

第6044号

日 次

	-	90		
 教育委員会規則				
○北海道教育功績者表彰規	測の一部を改正す	る教育委員会規則・		1
○北海道立高等学校学則 <i>σ</i>)一部を改正する教	(育委員会規則		····· 2
通知・通達・照会				
○北海道教育委員会規則 <i>σ</i>)公布について	•••••		3
○給与条例及び支給規則の)運用についてのー	·部改正について等に	こついて	····· 4

§ 公布された教育委員会規則のあらまし §

- ◆北海道教育功績者表彰規則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第 7 号)
- 1 趣旨

札幌市立学校設置条例の一部が改正され、札幌市立高等専門学校が廃止されたこと から、所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

内容

高等専門学校を除く規定を削ることとした(第2条関係)。

- 施行期日
 - この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。
- ◆北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第8号)
- 1 趣旨

平成23年度の北海道立高等学校の生徒定員を減員するため、この教育委員会規則を 制定することとした。

- 2 内容
- (1) 北海道松前高等学校ほか5校について、全日制の課程の第1学年の生徒定員を減 員することとした (別表第1関係)。

名 称	課程	学	科	現 行	改正後	減員数
北海道松前高等学校	全日制の課程	普 通	科	80	40	40
北海道津別高等学校	全日制の課程	普 通	科	80	40	40
北海道雄武高等学校	全日制の課程	普 通	科	80	40	40
北海道女満別高等学校	全日制の課程	普 通	科	80	40	40
北海道新得高等学校	全日制の課程	普 通	科	80	40	40
北海道足寄高等学校	全日制の課程	普 通	科	80	40	40

(2) 北海道美唄尚栄高等学校ほか3校について、単位制による全日制の課程の生徒定 員を減員することとした(別表第1関係)。

名 称	課程	学 科	現 行	改正後	減員数
北海道美唄尚栄高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	200	160	40
北海道余市紅志高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	320	240	80
北海道森高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	480	440	40
北海道標茶高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	360	320	40

施行期日

この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

教育委員会規則

北海道教育功績者表彰規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。 平成23年4月12日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

北海道教育委員会規則第7号

北海道教育功績者表彰規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道教育功績者表彰規則 (昭和28年北海道教育委員会規則第9号) の一部を次のように 改正する。

第2条中「(高等専門学校を除く。)」を削る。

附則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。 平成23年4月12日

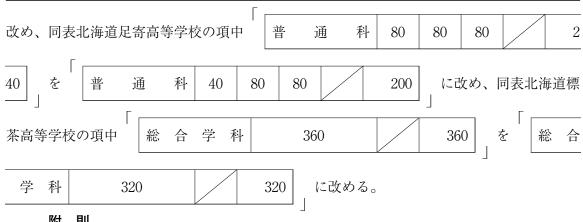
北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

北海道教育委員会規則第8号

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立高等学校学則(昭和26年北海道教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1北海道美唄尚栄高等学校の部単位制による全日制の課程の項中 学 合 科 200 160 に改め、同表北海道余市紅志高等学校の部単位制による全日制の課程の項中 160 科 学 総 合 科 320 を 総 合 240 240 に改め、同表北海道松前高等学校の項中 8 通 2 0 80 40 に改め、同表北海道森高等学校の項中 学 00 総 合 480 学 に改め、同表北 480 を 総 合 440 440 海道津別高等学校の項中 普 通 科 80 80 80 240 普 通 科 40 80 80 200 に改め、同表北海道雄武高等学校の 項中 を 普 通 科 80 80 80 通 科 4 80 80 200 に改め、同表北海道女満別高等学校の項中 0 通 を 科 80 80 80 240 通 40 80 80 200 に改め、同表北海道新得高等学校の項中 普 科 通 80 80 を 普 科 40 80 240 通 80 80 200 13



附則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

通知・通達・照会

教総第8号 平成23年4月12日

課 長 各出先機関の長 様 各所管機関の長

北海道教育委員会教育長

北海道教育委員会規則の公布について(通知)

このことについて、北海道教育委員会規則等の公布等に関する教育委員会規則(昭和25年 北海道教育委員会規則第20号)第2条第3項ただし書の規定に基づき、別記のとおり北海道 立学校条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則(平成23年北海道教育委員会規則第1 号)を北海道庁前の掲示場に掲示し公布したのでお知らせします。

(総務政策局総務課法制グループ)

別記

北海道立学校条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。 平成23年3月23日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

北海道教育委員会規則第1号

北海道立学校条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立学校条例施行規則(平成元年北海道教育委員会規則第10号)の一部を次のように 改正する。

附則を附則第1項とし、附則の次に次の1項を加える。

生徒の家庭が平成23年の東北地方太平洋沖地震により被災した場合における第13条の規 定の適用については、当分の間、同条中「寄宿舎使用料等」とあるのは、「寄宿舎使用料 等、入学検定料又は入学料若しくは進級料」とする。

附則

- この教育委員会規則は、公布の日から施行する。
- この教育委員会規則による改正後の北海道立学校条例施行規則の規定は、平成23年3月 11日以降に納付する入学検定料、入学料及び進級料について適用する。

教給第4号 平成23年4月12日

各 次 長 先 各 出 機 関 0 長 管 機 関 長 所 0 札幌市を除く各市町村教育委員会教育長 (札幌市を除く各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長

給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について等について(通知)

給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について(平成23年3月31日付け人委第673号)等の通知が別記1から別記10までのとおり北海道人事委員会事務局長及び北海道人事委員会事務局給与課長からあったので、通知します。

記

- 1 給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について(通知)(平成23年3月31日 付け人委第673号)(別記1)
- 2 給料の調整額に関する規則の運用方針についての一部改正について(通知)(平成23年 3月31日付け人委第674号)(別記2)
- 3 地域手当の運用についての一部改正について(通知)(平成23年3月31日付け人委第675 号)(別記3)
- 4 通勤手当に関する規則の運用についての一部改正について(通知)(平成23年3月31日 付け人委第676号)(別記4)
- 5 単身赴任手当に関する規則の運用についての一部改正について(通知)(平成23年3月 31日付け人委第677号)(別記5)
- 6 北海道職員等の育児休業等に関する規則の運用についての一部改正について(通知)(平成23年3月31日付け人委第679号)(別記6)
- 7 復職時等における号俸の調整の運用についての一部改正について(通知)(平成23年3 月31日付け人委第680号)(別記7)
- 8 給与条例及び支給規則の運用について第6第4項の特例について(平成23年3月31日付け人委第681号)(別記8)
- 9 臨時的に配偶者等と共に居住する場合に係る単身赴任手当の取扱いについて(通知)(平成23年3月31日付け人委第683号)(別記9)
- 10 管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書、別表第1、別表第2及び別表第3の規 定に基づく指定についての一部改正について(平成23年3月31日付け人委第687号)(別記 10)

(教育職員局給与課給与制度グループ)

別記1

人 委 第 673 号 平成23年3月31日

北 海 道 総 務 部 長 北海道教育庁教育次長 北海道警察本部警務部長 海道議会事務局 北海道監查委員事務局長 北海道選挙管理委員会事務局長 北海道連合海区漁業調整委員会事務局長 各海区漁業調整委員会事務局長 北海道内水面漁場管理委員会事務局長 札幌市教育委員会学校教育部長 北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について(通知)

給与条例及び支給規則の運用について(昭和44年5月1日付け44人委第308号通知)の一部が次のとおり改正されたので、平成23年4月1日以降はこれによって実施してください。 記

第2第1項の(1)中「昇給及び」を削り、「昇給、降給」を「降格」に改め、「、降格」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同項の(3)を削り、同項の(2)中「職員が、退職又は死亡(以下「退職等」という。)をした」を「「その月まで給料を支給する」とは、死亡した者が、その月の末日に死亡したものとした場合に受けることとなる給料を支給することをいい、職員が死亡した」に、「退職等の」を「死亡の」に、「退職月」を「死亡月」に改め、同項の(2)を同項の(3)とし、同項の(1)の次に次のように加える。

- (2) 「離職」とは、退職、免職又は失職をさし、任期が定められている職員については、 任期満了の日をもって「離職」の日とする。
- 第2第3項を次のように改める。
- 3 支給規則第3条及び第19条関係
 - (1) 「離職」については、第2第1項の(2)に定めるところと同様とする。
 - (2) 「その際給料を支給する」とは、その日以降においてできる限り速やかに支給することをいう。
- 第6第1項の(2)中「すべて」を「全て」に、「退職」を「離職(退職、免職又は失職をいう。以下同じ。) | に改め、同項の(7)から(9)までを削る。
 - 第6第3項を次のように改める。
 - 3 支給規則第14条関係
 - (1) 支給規則第14条の「その他の勤務しない日」には、年次有給休暇(道職員勤務時間等条例第13条及び学校職員勤務時間等条例第13条に規定する年次有給休暇をいう。以下同じ。)又は特別休暇(道職員勤務時間等条例第15条及び学校職員勤務時間等条例第15条に規定する特別休暇をいう。以下同じ。)を使用した日等が含まれる。
 - (2) 支給規則第14条の「人事委員会が定める日」は、次に掲げる日とする。
 - ア 支給規則第14条に規定する生理病休等(以下「生理病休等」という。)の日
 - イ 生理病休等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の週休日、道職員給与条例第13 条、学校職員給与条例第13条及び警察職員給与条例第15条に規定する祝日法による 休日等及び年末年始の休日等(以下「休日等」と総称する。)、学校職員給与条例第 13条に規定する開校記念日等(以下「開校記念日等」という。) その他の生理病休 等以外の病気休暇の日以外の勤務しない日
 - ウ 生理休暇(北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則(北海道人事委員会規則 13-42。以下「道職員勤務時間等規則」という。)第11条第1項第12号及び北海道 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(北海道人事委員会規則13-43。以下「学校職員勤務時間等規則」という。)第11条第1項第12号(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(北海道人事委員会規則 13-2)第2条において準用する場合を含む。以下学校職員勤務時間等規則の規定について規定する場合において同じ。)に規定する生理休暇をいう。以下同じ。)の
 - エ 生理休暇に係る生理の期間中の週休日、休日等、開校記念日等その他の生理休暇 の日以外の勤務しない日
 - オ イの療養期間とエの生理の期間との間に週休日、休日等、開校記念日等その他の 病気休暇の日以外の勤務しない日以外の日がない場合における当該週休日、休日 等、開校記念日等その他の病気休暇の日以外の勤務しない日
 - カ 1日の勤務時間の一部に道職員勤務時間等規則第10条第2項及び学校職員勤務時間等規則第10条第2項に規定する部分休業時間等がある日であって、当該勤務時間のうち、当該部分休業時間等以外の勤務時間の全てを勤務した日
 - (3) (2)イ及び工の「勤務しない日」並びに(2)オの「当該週休日、休日等、開校記念日等その他の病気休暇の日以外の勤務しない日」には、年次有給休暇又は特別休暇を使用した日等が含まれ、また、1日の勤務時間の一部を勤務しない日が含まれるものとする。
 - 第6に次の1項を加える。
 - 4 支給規則第14条の2関係
 - (1) 支給規則第14条の2第3項の「人事委員会が定める期間」は、次に掲げる期間とする。
 - ア 生理病休等の期間(生理病休等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の週休日、 休日等、開校記念日等その他の生理病休等以外の病気休暇の期間以外の勤務しない 期間を含む。)
 - イ 生理休暇の期間(生理休暇に係る生理の期間中の週休日、休日等、開校記念日等 その他の生理休暇の期間以外の勤務しない期間を含む。)
 - ウ アの期間とイの期間との間に週休日、休日等、開校記念日等その他の病気休暇の 日以外の勤務しない日以外の日がない場合における当該週休日、休日等、開校記念 日等のその他の病気休暇の期間以外の勤務しない期間
 - エ 引き続き勤務しない期間が8日以上の期間(当該期間における週休日、道職員勤務時間等条例第9条の2第1項又は学校職員勤務時間等条例第9条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間(これらの規定に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)が指定された勤務日等(道職員勤務時間等条例第11条第1項及び学校職員勤務時間等条例第11条第1項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。)及び休日等以外の日の日数が4日以上である期間

に限る。)にわたる職員(支給規則第14条の2第3項の規定により勤務しない期間が引き続いているものとされる職員を含む。)が、引き続く勤務しない期間の末日の翌日から道職員勤務時間等規則第10条第2項及び学校職員勤務時間等規則第10条第2項に規定する実勤務日数が20日に達する日までの間に再度勤務しないこととなった場合における当該引き続く勤務しない期間の末日の翌日から当該再度勤務しないこととなった期間の初日の前日までの期間

(2) (1)エの「引き続き勤務しない」には、(1)アからウまでに該当して支給規則第14条の 2 第 3 項の規定により勤務しない期間が引き続いているものとされる場合は含まれないものとする。

第7第3項を次のように改める。

3 支給規則第20条関係

道職員給与条例第14条第4項、学校職員給与条例第14条第4項及び警察職員給与条例第16条第4項に規定する正規の勤務時間外の時間及び割振り変更前の勤務時間を超える時間の合計が1箇月について60時間を超えた日後に道職員給与条例第18条、学校職員給与条例第18条及び警察職員給与条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に異動のあった職員に対して、時間外勤務代休時間を指定する場合の時間外勤務手当の額の算定に当たっては、道職員給与条例第14条第5項、学校職員給与条例第14条第5項及び警察職員給与条例第16条第5項に規定する時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間については、道職員給与条例第14条第4項、学校職員給与条例第14条第4項又は警察職員給与条例第16条第4項の規定の適用を受ける時間のうち、当該異動前の時間から順次時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間とされたものとする。この場合において、異動が2以上あったときは、これらの規定の適用を受ける時間のうち、先の異動前の時間から順次当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間とされたものとする。

第7第4項を削る。

第8を次のように改める。

第8 管理職手当

道職員給与条例第17条の2、学校職員給与条例第10条の3及び警察職員給与条例第19条の2関係

管理職手当は、管理職手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-267)第2条第1項に規定する職が本務である場合に、当該職に応じて支給する。

第10第8項中「すべて」を「全て」に、「学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)及び任命権者が定めた安全衛生管理規程又は健康管理規程に基づいて」を「労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づき、職員の健康を確保するために」に改める。

第10第9項の(3)イ中「道職員勤務時間等条例第11条第1項及び学校職員勤務時間等条例第11条第1項に規定する」を削る。

第10第10項の(4)アの(ア)中「100分の32」を「100分の33」に、「100分の28.5」を「100分の29」に改め、同項の(4)アの(イ)中「100分の41.5」を「100分の43」に、「100分の46.5」を「100分の48」に改め、同項の(4)アの(ケ)中「100分の50」を「100分の52」に、「100分の65」を「100分の67」に改め、同項の(4)イの(ア)中「100分の17」を「100分の18.5」に、「100分の13.5」を「100分の14」に改め、同項の(4)イの(イ)中「100分の21.5」を「100分の23」に、「100分の22」を「100分の23.5」に改め、同項の(4)イの(ケ)中「100分の25.5」を「100分の28」に、「100分の31」を「100分の33」に改め、同項の(5)ア中「100分の50超100分の59」を「100分の52超100分の61」に、「100分の65超100分の79」を「100分の67超100分の81」に改め、同項の(5)イ中「100分の25.5超100分の30」を「100分の28超100分の32.5」に、「100分の31超100分の40」を「100分の33超100分の42.5」に改め、同項の(ア)アの(ア)中「100分の65」を「100分の67.5」に改め、同項の(ア)アの(イ)中「100分の85」を「100分の87.5」に改め、同項の(ア)イの(ア)中「100分の42.5」に改め、同項の(ア)イの(ア)中「100分の42.5」に改める。

第12第1項の(7)を削り、第12第3項を削り、第12を第13とし、第11の次に次のように加える。

第12 休職者の給与

支給規則第35条の3関係

支給規則第35条の3第1項各号に定める疾病は、次のとおりとする。

- (1) 動脈硬化性心臓疾患 心不全、狭心症及び心筋梗塞
- (2) 悪性新生物 悪性腫瘍 (癌腫、肉腫、白血病及びリンパ組織の腫瘍)
- (3) 高血圧症による中枢神経系の血管損傷 脳出血及び脳軟化症並びにこれらの後遺症

(給与課給与グループ)

別記 2

人 委 第 674 号 平成23年 3 月31日

北海道総務部長 北海道教育庁教育次長

北海道人事委員会事務局長

給料の調整額に関する規則の運用方針についての一部改正について(通知) 給料の調整額に関する規則の運用方針について(昭和38年10月1日付け38人委587号通知) の一部が次のとおり改正されたので、平成23年4月1日以降は、これによって実施してください。

記

別表第1関係第4項を次のように改める。

4 総合振興局及び振興局の保健環境部の項中「児童指導員、福祉指導員及び保育士」には指導援助課の一時保護係長を、「判定員」には指導援助課の判定援助係長を含むものとする。

(給与課給与グループ)

別記 3

人 委 第 675 号 平成23年3月31日

北海道人事委員会事務局長

地域手当の運用についての一部改正について(通知)

地域手当の運用について(平成18年3月31日付け人委第658号通知)の一部が次のとおり 改正されたので、通知します。

記

第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第10項までを1項ずつ繰り上げる。

(給与課給与グループ)

別記 4

人 委 第 676 号 平成23年 3 月31日

北海道内水面漁場管理委員会事務局長札 幌市教育委員会学校教育部長北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

通勤手当に関する規則の運用についての一部改正について(通知)

通勤手当に関する規則の運用について(昭和44年4月15日付け44人委第240号通知)の一部が次のとおり改正されたので、平成23年4月1日以降はこれによって実施してください。

記

第17条の3関係の次に次のように加える。

その他関係

通勤職員には、再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、法第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)を含むものとし、再任用職員以外の職員が勤務することとなる部局等を異にして引き続き再任用職員となった場合は、道職員給与条例第11条第3項、学校職員給与条例第10条の2の4第3項又は警察職員給与条例第13条第3項に規定する異動に伴い所在する地域を異にする部局又は学校に在勤することとなったことに該当するものとする。

(給与課給与グループ)

別記 5

人 委 第 677 号 平成23年 3 月31日

北海道人事委員会事務局長

単身赴任手当に関する規則の運用についての一部改正について(通知)

単身赴任手当に関する規則の運用について(平成2年3月26日付け人委第1022号通知)の一部が次のとおり改正されたので、平成23年4月1日以降は、これによって実施してください。

記

題名中「に関する規則」を削る。

本文中「単身赴任手当に関する規則」の前に「北海道職員の給与に関する条例(昭和27年 北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。)、北海道学校職員の給与に関する条例 (昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。)及び北海道地方警察職 員の給与に関する条例(昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。) 並びに」を、「定められたので」の次に「、平成23年4月1日以降は」を加える。

第2条関係の前に次のように加える。

道職員給与条例第11条の2、学校職員給与条例第10条の2の5及び警察職員給与条例第13条の2関係

1 部局を異にする異動又は在勤する部局の移転(職員以外の地方公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった場合の当該適用及び派遣からの復帰(公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例(平成13年北海道条例第54号)第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰することをいう。以下同じ。)をした場合の当該復帰を含む。以下「異動等」という。)の日から3年以内に住居を移転した場合であって、次に掲げる要件を満たすときは、当該異動等に伴い住居を移転したものとして

取り扱う。ただし、明らかに当該異動等に伴う住居の移転と認められない場合については、この限りでない。

- (1) 当該異動等の時に道職員給与条例第11条の2第1項及び第3項、学校職員給与条例第10条の2の5第1項及び第3項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第79号)第2条第2項において準用する場合を含む。)並びに警察職員給与条例第13条の2第1項及び第3項に規定するやむを得ない事情又は規則第5条第2項第2号に規定する人事委員会の定める事情(以下「やむを得ない事情等」という。)があったこと。
- (2) 当該異動等の時から当該住居の移転の時までの間やむを得ない事情等が引き続いていること。
- (3) 当該住居の移転が当該異動等の直前の住居(当該住居と同一の市町村内又は当該異動等の直前に在勤していた部局までの通勤距離が60km 未満の地点に所在する住居を含む。) からの移転であること。
- 2 配偶者等(規則第5条第2項第3号に規定する配偶者等をいう。以下同じ。)と別居していた職員が、職員又は配偶者等に係る研修、出張、産前又は産後の休暇、育児休業、病気療養等の事由により、あらかじめ限定された期間、臨時的に配偶者等と共に居住する場合は、当該共に居住する期間については配偶者等と同居するものとして取り扱わない。この場合、職員が単身赴任手当の支給を受ける者であったときは、当該共に居住する期間は「単身で生活することを常況とする職員」に該当しないため手当の支給を中断することとし、再び配偶者等と住居を別にした場合に手当の支給を再開するものとする。
- 第2条関係中「第2条関係」を「規則第2条関係」に改める。
- 第3条関係中「第3条関係」を「規則第3条関係」に改める。
- 第4条関係中「第4条関係」を「規則第4条関係」に、「第3条関係」を「規則第3条関係」に改める。

第5条関係中「第5条関係」を「規則第5条関係」に改め、同条関係第2項第1号中「部局を異にする異動又は在勤する部局の移転(職員以外の地方公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった場合の当該適用及び派遣からの復帰(公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例(平成13年北海道条例第54号)第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰することをいう。以下同じ。)をした場合の当該復帰を含む。以下「異動等」という。)」を「異動等」に改め、同条関係第6項第1号中「(同項第3号に規定する配偶者等をいう。以下同じ。)」を削る。

- 第6条関係中「第6条関係」を「規則第6条関係」に改める。
- 第7条関係中「第7条関係」を「規則第7条関係」に改める。
- 第8条関係中「第8条関係」を「規則第8条関係」に改め、同条関係第2項及び第3項中 「第5条関係」を「規則第5条関係」に改める。
- 第9条関係中「第9条関係」を「規則第9条関係」に改め、同条関係第1項中「すべて」 を「全て」に改める。

別記第1号様式関係中「別記第1号様式関係」を「規則別記第1号様式関係」に、「第4条関係」を「規則第4条関係」に改める。

(給与課給与グループ)

別記 6

人 委 第 679 号 平成23年3月31日

北海道人事委員会事務局長

北海道職員等の育児休業等に関する規則の運用についての一部改正について (通知)

北海道職員等の育児休業等に関する規則の運用について(平成20年2月8日付け人委第459号通知)の一部が次のとおり改正されたので、平成23年4月1日以降は、これによって実施してください。

記

期末手当の支給関係中「第2条第1項第1号|を「第4条第1項第1号|に改める。

(給与課給与グループ)

別記 7

人 委 第 680 号 平成23年 3 月31日

北 海 道 総 務 部 長 北海道教育庁教育次長 北海道警察本部警務部長 北海道議会事務局 北海道監查委員事務局長 北海道選挙管理委員会事務局長 北海道連合海区漁業調整委員会事務局長 各海区漁業調整委員会事務局長 北海道内水面漁場管理委員会事務局長 札幌市教育委員会学校教育部長 北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

復職時等における号俸の調整の運用についての一部改正について(通知) 復職時等における号俸の調整の運用について(平成18年3月31日付け人委第648号通知) の一部が次のとおり改正されたので、平成23年4月1日以降は、これによって実施してくだ さい。

記

前書き中「第3条又は」を「第5条又は」に改める。

(給与課給与グループ)

別記8

人 委 第 681 号 平成23年 3 月31日

道 総 部 北 海 務 長 北海道教育庁教育次長 北海道警察本部警務部長 北海道議会事務局 北海道監查委員事務局長 北海道選挙管理委員会事務局長 北海道連合海区漁業調整委員会事務局長 各海区漁業調整委員会事務局長 北海道内水面漁場管理委員会事務局長 札幌市教育委員会学校教育部長 北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

給与条例及び支給規則の運用について第6第4項の特例について 給与条例及び支給規則の運用について(昭和44年5月1日付け44人委第308号通知。以下 「運用通知」という。)第6第4項の特例について、次のとおり定められたので、平成23年4月1日以降は、これによって実施してください。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則7-1233)附則第 2項の規定の適用を受けた職員に係る運用通知第6第4項の規定の適用については、同項の (1)エの規定中「までの期間」とあるのは、「までの期間(当該引き続く勤務しない期間が給 与の支給に関する規則の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則7-1233) 附則第2項 に規定する同一の疾病の療養のため病気休暇の承認を受けて勤務しない期間である場合にお ける当該引き続く勤務しない期間の末日の翌日から当該再度勤務しないこととなった期間の 初日の前日までの期間を除く。)」とする。

(給与課給与グループ)

別記 9

人 委 第 683 号 平成23年3月31日

北海道総務部人事局人事課長 北海道教育庁教育職員局給与課長 北海道警察本部警務部警務課給与管理室長 北海道議会事務局総務課長 北海道監查委員事務局総括監查課長 北海道選挙管理委員会事務局次長 北海道連合海区漁業調整委員会事務局長 各海区漁業調整委員会事務局長 北海道内水面漁場管理委員会事務局長 札幌市教育委員会学校教育部教職員課長 北海道人事委員会事務局総務審査課長

北海道人事委員会事務局給与課長

臨時的に配偶者等と共に居住する場合に係る単身赴任手当の取扱いについて (通知)

単身赴任手当に関する規則の運用について(平成2年3月26日付け人委第1022号通知。以 下「運用通知」という。)が改正され、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施 行されたところですが、今回の改正に伴い、配偶者等と別居していた職員が、職員又は配偶 者等に係る研修、出張、産前又は産後の休暇、育児休業、病気療養等(以下「研修等」とい う。)の事由により、あらかじめ限定された期間、臨時的に配偶者等と共に居住する場合に 係る単身赴任手当の取扱いについて、施行日以降、次のとおり取り扱われるよう通知します。

- 臨時的に配偶者等と共に居住する場合の取扱い
- (1) 施行日前において、単身赴任手当を支給されていた職員が、職員又は配偶者等に係る 研修等の事由により、あらかじめ限定された期間、臨時的に配偶者等と共に居住し、単 身赴任手当が支給されないこととなった場合で、当該共に居住する期間終了後、再び配 偶者等と住居を別にし(施行日前に住居を別にした場合を含む。)、以後引き続き単身で 生活することを常況としている職員には、当該職員からの届出により、施行日以降、単 身赴任手当を支給すること。
- (2) 単身赴任手当の認定を受けていない職員が、職員又は配偶者等に係る研修等の事由に より、あらかじめ限定された期間、臨時的に配偶者等と共に居住する場合、当該共に居 住する期間については配偶者等と同居するものとして取り扱わないことから、当該共に 居住する期間終了後、再び配偶者等と住居を別にした場合であっても、原則として単身 赴任手当の支給対象とはならない (例外的に、別紙6の例あり)。
- その他
 - (1) 各任命権者は、今回の改正内容及び上記の取扱いを遅滞なく職員に周知するととも に、1(1)により単身赴任手当の支給対象となる職員に対して、配偶者等との別居の状況 など、支給要件を具備していることを証明する書類を添付の上、速やかに届出をさせる こと。
 - なお、この場合、現在又は過去の認定権者において従前の届出、証明書類等が保管さ れているときは、これらを認定に係る証明書類等として差し支えないものとする。
 - 1(1)により単身赴任手当の支給対象となる場合、事実の発生年月日は施行日となるも のであり、届出が施行日から30日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日 の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給され

ることとなるので、留意すること。

(給与グループ)

(別紙)

臨時的に配偶者等と共に居住する場合に係る単身赴任手当の取扱い事例

<単身赴任手当を支給されていた職員についての事例>

① 単身赴任手当を支給されていた職員が、研修により自宅に転居、研修終了後、再び単身となった事例(認定可の事例)

	異動等の状況	職員の住居	配偶者の住居	手当	備考
~H22. 3.31	本庁勤務	札幌市 (自宅)	札幌市(自宅)	-	
H22.4.1	上川に異動	旭川市 (公宅)	"	0	
H22.10.1	札幌市で研修(1年間)	札幌市(自宅)	"	X	支給終了
~H23. 9.30		※公宅返納			↓
					支給の中断
H23.10.1	研修終了、上川で勤務	旭川市 (公宅)	"	×	↓別居
				. ♣	
				0	支給再開

② 単身赴任手当を支給されていた職員の配偶者が、産前休暇に伴い職員の住宅に転居、配偶者の育児休業終了後、職員が再び単身となった事例(認定可の事例)

	異動等の状況	職員の住居	配偶者の住居	手当	備考
~H21. 3.31	本庁勤務	札幌市 (公宅)	札幌市 (公宅)	_	
H21.4.1	職員が上川に異動	旭川市 (公宅)	札幌市 (借家)	0	
H21.10.1 ~H23.9.30	配偶者が産前・産後休暇 及び育児休業(2年間) に伴い、職員の住居に転 居		旭川市(公宅) ※住宅引払い	×	支給終了 ◆ 支給の中断
H23.10.1	育児休業終了により、配 偶者が復職	"	札幌市(借家)	× •	↓別居 支給再開

③ 単身赴任手当を支給されていた職員が、病気療養により自宅に転居、療養終了後、再び単身となったが支給対象外とされていた事例(認定可の事例)

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	異動等の状況	職員の住居	配偶者の住居	手当	備考
~H20. 3.31	本庁勤務	札幌市 (自宅)	札幌市 (自宅)	_	
H20. 4. 1	上川に異動	旭川市 (公宅)	"	0	
H20.10.1 ~H21.9.30	札幌市で病気療養(1年 間)	札幌市(自宅) ※公宅返納	"	×	支給終了 ◆ 支給の中断
H21.10.1	病気療養終了、上川で復 職	旭川市(公宅)	"	×	別居
H23. 4 . 1	※運用通知改正	"	"	×	
				0	支給再開

<単身赴任手当を支給されていない職員についての事例>

④ 職員の配偶者が産前休暇に伴い職員の住宅に転居、配偶者の育児休業終了後、職員が再び単身となった事例(認定不可の事例)

	異動等の状況	職員の住居	配偶者の住居	手当	備考
~H22. 3.31	本庁勤務、配偶者は旭川 市で就業(別居のまま結 婚)		旭川市(借家)	_	
	配偶者が産前・産後休暇 及び育児休業(1年間)	"	札幌市(公宅) ※住宅引払い	_	

	に伴い、職員の住居に転 居			
H23. 4 . 1	育児休業終了により、配 偶者が旭川市で復職、職 員は胆振に異動、室蘭市 に転居	旭川市(借家)	X	

- ※ 配偶者の育児休業中、職員は配偶者と共に居住しているが、配偶者と同居するもの として取り扱わない。
- ⑤ 職員が産前休暇に伴い配偶者の住宅に転居、職員の育児休業終了後、再び単身となった事例(認定不可の事例)

	異動等の状況	職員の住居	配偶者の住居	手当	備考
~H22. 3.31	職員本庁勤務、配偶者は 旭川市で就業 (別居のま ま結婚)	札幌市(公宅)	旭川市(借家)	_	
	産前・産後休暇及び育児 休業(1年間)に伴い、 配偶者の住居に転居	旭川市(借家) ※公宅返納	"	_	
H23. 4.1	育児休業終了と同時に職 員は胆振に異動、室蘭市 に転居	室蘭市(公宅)	"	×	

- ※ 育児休業中、職員は配偶者と共に居住しているが、配偶者と同居するものとして取り扱わない。
- ⑥ 単身赴任手当を支給されていない職員が、研修により自宅に転居、研修終了後、再び 単身となった事例(認定可の事例)

	• • • • • • • •	•			
	異動等の状況	職員の住居	配偶者の住居	手当	備考
~H22. 3.31	本庁勤務	札幌市 (自宅)	札幌市 (自宅)	_	
H22.4.1	空知に異動	岩見沢市 (公宅)	"	×	自宅から60
					km 未満
H22.10.1	札幌市で研修(6ヶ月間)	札幌市 (自宅)	"	_	
∼H23. 3.31		※公宅返納			
H23. 4.1	研修終了、上川に異動	旭川市 (公宅)	"	0	自宅から60
					km 以上

- ※ 通勤困難の基準を満たさないため、単身赴任手当を支給されていなかった職員が、 その後の異動に伴い通勤困難の基準を満たすこととなったため認定可能(従前どおり)。
- ⑦ 単身赴任手当を支給されていない職員が、研修により自宅に転居、研修終了後、再び 単身となった事例(認定可の事例)

	異動等の状況	職員の住居	配偶者の住居	手当	備考
~H21. 3.31	本庁勤務	札幌市 (自宅)	札幌市 (自宅)	_	
H21.4.1	空知に異動	岩見沢市 (公宅)	"	×	自宅から60 km 未満
H21.10.1 ~H22.9.30		札幌市(自宅) ※公宅返納	札幌市(自宅)	_	
H22.4.1	配偶者が旭川市に転勤	"	旭川市(借家)	X	
H22.10.1	研修終了	岩見沢市 (公宅)	"	×	
H23. 4 . 1	胆振に異動	室蘭市 (公宅)	"	0	自宅から60 km 以上

- ※ 通勤困難の基準を満たさないため、単身赴任手当を支給されていなかった職員が、 その後の異動に伴い通勤困難の基準を満たすこととなったため認定可能(従前どおり)。
- ⑧ 単身赴任手当を支給されていない職員が、配偶者に係る研修により、配偶者と共に居住、配偶者の研修終了後、再び単身となった事例(認定不可の事例)

異動等の状況	職員の住居	配偶者の住居	手当	備考
--------	-------	--------	----	----

~H21. 3.31	本庁勤務	札幌市((自宅)	札幌市(自宅)	_	
H21.4.1	配偶者が岩見沢市に転勤	"		岩見沢市 (借家)	_	
H21.10.1	配偶者が札幌市で研修	"		札幌市(自宅)	_	
\sim H22.9.30	(1年間)			※住宅引払い		
H22.4.1	上川に異動	旭川市((公宅)	"	×	
H22.10.1	配偶者研修終了	"		岩見沢市 (借家)	X	
H23. 4 . 1	配偶者が室蘭市に転勤	"		室蘭市 (借家)	X	

- ※ 配偶者の研修中、職員は配偶者と共に居住しているが、配偶者と同居するものとして取り扱わない。
- ※ 職員は H21.4.1に配偶者が異動した際に既に別居していることから、H22.4.1の配偶者との別居は、異動に伴うものではない。

別記10

人 委 第 687 号 平成23年 3 月31日

北海道教育庁教育次長 札幌市教育委員会学校教育部長

北海道人事委員会事務局長

管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書、別表第1、別表第2及び別表第3の規定に基づく指定についての一部改正について

管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書、別表第1、別表第2及び別表第3の規定に基づく指定について(平成19年3月30日付け人委第615号通知)の一部が次のとおり改正されたので、平成23年4月1日以降は、これによって実施してください。

記

第3項の表5種の項を削る。

(給与課給与グループ)